

## 平成27年度花巻市介護保険運営協議会会議録

- 1 開催日時 平成28年3月17日(木)午後1時30分～午後2時30分
- 2 開催場所 花巻市南万丁目970番地5 花巻市保健センター 2階 集団指導室
- 3 会議日程 別紙次第のとおり
- 4 協議事項
  - (1) 介護予防・日常生活支援総合事業について
  - (2) 介護基盤整備について
- 5 出席者等
  - (1) 出席した委員  
橋本純子委員、鎌田政子委員、伊藤成子委員、狩野隆史委員、佐々木一広委員、内館憲二委員、伊藤芳江委員、藤本莞爾委員、高橋照幸委員、熊谷雅順委員、高橋岳志委員、高橋修委員、菊池共子委員、小木田勇輝委員、畠山良彦委員、影山一男委員
  - (2) 欠席した委員  
朝倉千里委員、似内久展委員
  - (3) 市側出席者  
健康福祉部長佐々木忍、長寿福祉課長平賀公子、健康づくり課長佐藤拓史、長寿福祉課課長補佐菊池司、同課介護保険係長松田隆、同課高齢福祉係長坊澤尚行、同課主査伊藤佐代、同課主査高橋朱里
  - (4) 傍聴者  
なし
  - (5) 報道関係  
岩手日日新聞社花巻支社1名
- 6 会議内容は、次のとおりである。
  - (1) 開会  
(菊池課長補佐)  
委員就任依頼に際しご承引を賜り感謝申し上げます。委嘱状についてはあらかじめ席上にお配りしたことをご容赦いただきたい。
  - (2) あいさつ  
(佐々木部長)  
本日は、介護保険事業の運営にご意見をいただくためにお集まりいただいた。26年度末の花巻市の高齢者数は31,029人となっており、高齢化率が31.23%となり、花巻市も30%を超える高齢化となっている。これに伴い要介護・要支援の方々も増え、26年度末の数字で6,169人となっている。うち要支援の方々は1,802人となっている。  
27年度の決算見込みは、約96億円となる。若干剰余も出る見込みで、介護保険給付費の準備基金に3,600万円ほど積立をできるのではと見込んでいる。  
この介護保険の準備基金は、介護保険料の変動を少しでも軽減するという余った時は積んでおき、次の第7期に入った時に介護保険料が少しでも上がらないようにとの調整機能も

持っているものである。

昨日、花巻市議会3月定例会が終了し、その中で28年度の予算について承認をいただいた。100億7千万円ほどとなり、年々増えている。

本日の運営協議会の内容は2つとなっており、1つは、介護予防・日常生活支援総合事業についてである。花巻市においては、要支援の方々に対する身体介護を伴わない生活援助について、多様な主体によるサービスを提供しようと考えている。

もう1つは、介護基盤整備についてである。特養の待機者が平成27年4月1日現在で花巻市では70人となっている。1年以内に早急に入所する必要性がある待機者が70人ということで、27年度は、ショートステイからの転換等を図り27床増床した。

さらに28年度の施設整備ということでミニ特が2施設58床、グループホームが2施設27床、看護小規模多機能型居宅介護施設が定員29名となっており、公募をかけ、まもなく審査会を行う予定である。決定次第28年度に事業をし、できるだけ早く開業していただくことにしている。委員各位には忌憚ないご意見をいただきたい。そして、この3年間、委員をお引き受けいただいたことを感謝申し上げ開会にあたっての挨拶にかえさせていただく。

### (3) 会長および副会長選出

(菊池課長補佐)

本日の会議は、委員18名中過半数以上の出席をいただいているため、花巻市介護保険運営協議会規則第5条第2項に照らし合わせ、会議が成立することを報告する。

会長、副会長の選出については規則第4条第1項の規定により委員の互選となっている。会長選出までの間、健康福祉部長が議長を務めることとする。

(佐々木部長)

会長の選出についていかが取り計らうか伺う。(事務局案との発言)

(佐々木部長)

ただいま事務局案との発言があったが、よろしいか。

(菊池課長補佐)

会長は、影山一男委員にお願いしたい。

(佐々木部長)

影山委員でよろしいか。(異議なし)

(影山会長)

それでは、副会長の選出について自薦他薦等皆さんからご意見いただきたい。(事務局案との発言)

(影山会長)

事務局案を提案願う。

(菊池課長補佐)

副会長には、狩野隆史委員にお願いしたい。

(影山会長)

事務局案は狩野委員とのことであるがよろしいか。(異議なし)

### (4) 会長あいさつ

(影山会長)

事務局案により選出いただいたので、よろしくをお願いしたい。

### (5) 協 議

(菊池課長補佐)

花巻市介護保険運営協議会規則第4条第2項に基づき、会長が議長となる。

① 介護予防・日常生活支援総合事業について（平賀課長が説明）

質疑応答

（影山会長）

各委員からご質問があればお願いしたい。

（佐々木委員）

訪問型サービスの想定される単価は示されているようだが、通所型サービスはどのようになっているのか。

また、C型を提供するには相当な体制が必要と考えるが、平成29年4月からの展開ということになるのか。

（坊澤係長）

通所型サービスAについては、2,800円という単価設定を想定させていただいている。

また、訪問型サービスCについても取り組んでいきたい。現在の介護予防事業の中にパワーリハビリ教室や保健師による自宅への訪問指導がある。それらを訪問型サービスCに転換できないかを検討しているところである。

（藤本委員）

NPO法人を重要視しているようだが、花巻市には、現在NPO法人はどれ位あるのか。

（坊澤係長）

先日、NPO法人及び市民活動団体への説明会を開催したところであるが、その際、案内したNPO法人は30団体位である。その中で高齢者向けの生活支援のサービスを活動に掲げているNPO法人は、5団体ほどであった。

（藤本委員）

NPO法人には、色々な団体があるので、相応しい団体を参入させるべき。

（鎌田委員）

総合事業での訪問型サービスは、地域団体等の住民ボランティアによる生活援助は、今までヘルパーが掃除をしたり食事を作ったりということに対価を支払いしていたものであるが、そのようなものだと受け止めてよいか。

一人暮らしの高齢者が増えているが、買い物が不便であるとのことで連れて行ったり掃除をしてあげたりといった時に、受けた相手がお返しをするなど非常に気を使って負担を感じるようなので、市で対価を決めてやるという解釈でよいか。

（坊澤係長）

地域団体等の住民ボランティアによる生活援助は、ヘルパーが提供していたサービスのうち身体介護を除く生活援助と同様のサービスを提供し対価を支払う仕組みとなっている。

ただし、サービスの利用対象者が限られており、要支援1・2の方とチェックリストによってサービスが必要と判定された方が対象となる。

（鎌田委員）

顔見知りの方が家に入ってサービスをしたり話をしたりといった一人ぼっちの状況を緩和するというのはとても良いと思う。生活援助は団体によるものとされているが、地域でお手伝いをしたいという人たちで団体を作って良いのか。また、何人以上といった決まりはあるのか。

（坊澤係長）

ある程度のルールは必要になると考えているが、現時点では決めていない。

（鎌田委員）

任意団体を作って、要支援1・2の方々への生活支援をするという捉え方で良いか。

(坊澤係長)

そのとおりであるが、要支援 1・2 の方々や事業対象者がサービスを利用する際は、包括支援センターでケアプランを立てる必要がある。

(鎌田委員)

利用者と支援をする地域団体、包括支援センターによるケアプランとの関係はどのようなものなのか。

(平賀課長)

新しい総合事業では、現行の事業所によるサービス、NPO 法人や民間事業所によるサービス、地域団体等によるサービスについて、それぞれ登録していただく。

包括支援センターで利用者に必要なサービスを考えケアプランを立て、その中でサービスを提供する事業所、団体を選択するかたちになる。サービスを提供する側から利用者にサービスを勧めるものではない。

利用者が自分に合ったサービスが選択できるようにするため、多様な主体によるサービスが提供されるよう 29 年 4 月に向けて、地域に入って話し合いを深め、地域団体等の創出に取り組んでいきたい。

(畠山委員)

前回の運営協議会が行われたのはいつか。運営協議会の役割はどのようなものか。

(菊池課長補佐)

昨年の 2 月第 6 期介護保険事業計画策定について審議をいただいた。運営協議会の役割については、介護保険事業計画の策定および事業の進行管理について、市民や専門の方々からご意見をいただき事業に反映するといった趣旨である。

(畠山委員)

26 年度の介護保険の実績はどうなっているのか。第 5 期事業計画の総括ができていると思うので、後日配付いただきたい。

(平賀課長)

第 5 期の保険事業計画については、概ね計画どおり推移したところである。

(佐々木部長)

第 5 期の総括資料を委員の皆さんに送付させていただく。

(影山会長)

地域団体等の住民ボランティアによる基準緩和によって生活支援をするということに関し、具体的になっていないと思うが、今後どうすれば地域の人たちが身近な人の介護をしたい時に手続きを踏まないといけないということになると、支援してあげることができず、してもらう方が申し訳ないからしてもらわなくていいということになっては何のための支援なのかということになってしまうので、サービスを受けたい方が受けやすい仕組み作りを今後考えていく必要があるかと思う。

総合事業の事例ではないが、地域通貨を使っているところもあつたように聞いている。肩たたき券などを地域通貨という形での対応も考えられるのではないか。住民ボランティアを生かす、それが活性化に繋がるということで検討いただければと思う。

## ② 介護基盤整備について（平賀課長が説明）

質疑応答

(影山会長)

委員の方からご意見ご質問あればお願いしたい。

(狩野委員)

特養の入所申込者 477 人、これはどのような基準によるものか。要介護度 3 以上か。  
また、事業者選定審査会の委員は、市役所の職員のみで構成されるのか。

(菊池課長補佐)

平成 27 年度 4 月 1 日現在の入所申込者については、要介護 3 以上の方である。要介護 1・2 の方でも入所申込があつて施設の方で入所が必要と判断すれば、市に協議していただき入所申込者になるが、27 年度においては要介護 1・2 の方の入所希望者はいなかった。

事業者選定にかかる審査会の審査員は、市役所以外の外部委員として学識経験者、税理士、県担当者をそれぞれ 1 名、内部委員として健康福祉部長の 4 名である。

(藤本委員)

それぞれの施設は、どこに設置されるのか。

(菊池課長補佐)

今回の事業者の公募については、日常生活圏域を指定していない。応募者がそれぞれの計画を出しており、それを審査し、事業者を決定するということになるので、選定された事業者によって設置場所が異なることになる。

(影山会長)

その他に何かあるか。

それでは時間となったので、閉会とさせていただきます。

(6) 閉 会